

ドーピング検査の行われる競技会に出場する選手および
国際水泳連盟の競技外検査の対象となっている選手の皆様へ
(この内容は 2005 年 1 月 1 日から 2005 年 12 月 31 日まで有効)

- ① 不注意による薬物使用からドーピング検査陽性とならないよう十分注意してください。
- ② 市販の総合感冒薬の大多数、葛根湯などに、禁止物質（競技会検査に限る）が含まれています。 競技前 7 日間は使用しないでください。その他の市販薬にも競技会検査における禁止物質が含まれていることがあり、競技前は市販薬の使用を避けることをお勧めします。
- ③ 国際オリンピック委員会の調査（2002 年）では、市販のサプリメントの 14.8% に筋肉増強剤が含まれていました（日本製品は調査対象外）。基本的にはサプリメントに頼らないコンディショニングを第一とし、どうしてもというときは国内の信頼できるメーカーのものにしてください。
- ④ 何らかの疾患で、病院・診療所などから継続して処方を受けている選手は、この書類と、「主治医先生へお願い」を、主治医の先生にお渡しください。 特に喘息やアトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎の選手は必ずそのようにしてください。また、競技の直前（特に競技前 7 日間）に病院を受診する場合も担当先生に「主治医先生へお願い」以下の資料をお渡しください。
- ⑤ 以下の医薬品を使用する場合は「治療目的使用の適用措置申請（略式手続）」の書類の提出が必要です。 この書類は主治医の先生に作成していただき、選手本人、また選手が未成年の場合親権者のサインも記入し、選手または親権者が下記まで提出してください。不備のない書類が受理されるまでは禁止物質として扱われます。 書類は国際水泳連盟および世界アンチドーピング機構まで提出されるため、英語にて作成してください。書類の用紙は日本アンチドーピング機構あるいは国際水泳連盟のホームページから入手してください。

<対象となる医薬品>

A:ベータ 2 作用剤のうちサルブタモールの吸入とサルメテロールの吸入（これは喘息のクスリです。競技会検査でも競技外検査でも禁止されているので、書類は必要に応じ随時提出してください。）

B : 糖質コルチコイドの非全身投与（ただし皮膚への使用は書類の提出は不要で許可されています。また競技会検査でのみ禁止されているので、書類は必要に応じ競技会前に提出してください。）

<提出先>

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育館内 （財）日本水泳連盟アンチドーピング委員会、治療目的使用の適用措置申請書係あて

主治医先生へお願ひ

(この書類の内容は 2005 年 1 月 1 日から 2005 年 12 月 31 日まで有効です。)

先生におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃は（財）日本水泳連盟所属の選手を御診療いただき誠にありがとうございます。

さて、本状持参の選手は、ドーピング検査が行われる競技会に出場する選手か、あるいは国際水泳連盟の競技外ドーピング検査の対象者であることから、以下の点を御考慮いただけたら幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

- ① 競技会で競技終了後に行われるドーピング検査などにおいて、「世界アンチ・ドーピング規程国際基準 2005 年禁止リスト」(英文は世界アンチ・ドーピング機構のホームページ (<http://www.wada-ama.org>)、日本語版は三菱化学ビーシーエルのホームページ (<http://www.mbc1.co.jp>) で参照可能) の「競技会で禁止される物質と方法」の使用が明らかになりますと、それが医学的に妥当なものであっても、選手は失格および資格停止などの処分を受けることになります。また実名と処分内容が国際水泳連盟のホームページに半永久的に掲載されるという不名誉なことになる現実があります。
- ② 使用可能な病院処方薬の例を以下に示します。
PL 頸粒、ブルフェン、ロキソニン、ボルタレン、ダーゼン、アストミン、メジコン、ポララミン、アルサルミン、ケルナック、タガメット、ガスター、ブスコパン、ナウゼリン、プリンペラン、ロペミン、タンナルビン、酸化マグネシウム、プルゼニド、インターラ、ザジテン、イソジンガーグル、サワシリン、クラビット、タミフル、フェロミア
(上記以外にも使用可能な医薬品はあります)
- ③ 以下の医薬品を使用する場合は、「Abbreviated Therapeutic Use Exemptions (治療目的使用の適用措置申請 (略式手続)) の書類の提出が必要です。不備のない書類が受理された時点で使用が許可となります。
A:ベータ 2 作用剤のうち、サルブタモールの吸入とサルメテロールの吸入 (これ以外のすべてのベータ 2 作用剤は治療目的使用の適用措置申請 (略式手続) の書類を提出しても不許可です。競技会検査でも競技外検査でも禁止されているので、書類は必要に応じ隨時提出してください。)
B:糖質コルチコイド類の非全身投与 (経口投与、直腸内投与、静脈投与、筋肉投与が全身投与とされ、治療目的使用の適用措置申請 (略式手続) の書類を提出しても不許可です。これ以外が非全身投与となります。皮膚への使用については書類不要で許可されています。競技会検査でのみ禁止されているので書類は必要に応じ競技会前に提出してください。)

最終的に世界アンチ・ドーピング機構および国際水泳連盟に行く書類となりますので英文でお願いします。なお、診療報酬上の扱いは「文書料」ということになります。なお毎年 1 月 1 日にドーピング規則が変更になるので、書類の有効期間（予定される治療期間の欄）は 1 年以内にして下さい。また、全ての禁止薬物について「Therapeutic Use Exemptions (治療目的使用の適用措置申請 (標準申請)) が可能です。この場合は許可を希望する 21 日前までに提出することが必要で、審査の上、ドーピング規則上の許可あるいは不許可が決定されます。御面倒をおかけして大変申し訳ありませんがどうぞよろしくお願ひいたします。

(財) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会